

令和4年1月17日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第59回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年1月17日（月） 15：30～15：40

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、県警本部長、各部局長、関係課長 計22名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

（1）県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の患者発生状況等について説明

【資料1】

- ・ 1月5日に20人の感染者の確認以降、それを上回る感染の状況が続いており、1月12日に101名の感染者が確認され、昨日は、それを超える118名の感染者が確認されています。
- ・ 1月の感染者数は昨日までで、689名となっており、これは、月別に見ると過去最高だった昨年8月の629名を既に60人超えている状況です。
- ・ 保健所におきましては、感染者の疫学調査と検査を進めており、その中で児童福祉施設、社会福祉施設、飲食店、学校関係で集団感染の発生を確認しており、これにより感染者数が増えている状況となっています。
- ・ また、現在、保健所においては、積極的疫学調査等を全力で進めており、感染者が増加する中でも、今後の行動履歴の把握、接触者の特定、検査の実施を確実にできるよう、体制の強化を図っています。
- ・ 医療提供体制としまして、最大で368床を確保しており、現在、速やかに患者の受入れができる即応病床を、312床まで増やしています。
- ・ 昨日時点での入院患者は160人で、病床使用率は、確保病床で

43.5%、即応病床で51.3%となっています。

- ・この入院患者の他、グラフの一番下になりますが、昨日時点での入院等の調整が終わり、本日入院等の予定の方が30人、調整中の方が187人となっています。
- ・1月13日の対策本部会議で、必要な入院治療ができる医療提供体制を確保するため、病床確保計画上の第5段階の運用開始を決定し、保健所・県広域入院調整本部のメディカルチェックによる入院等の調整を実施しているところです。
- ・昨日時点で、宿泊療養は31人、自宅療養は198人となっています。
- ・感染者の増加に伴う各保健所における積極的疫学調査体制の確保、また、入院等の療養の調整、自宅療養者が安心して療養できるよう健康観察、生活支援を行う体制の確保のため、現在、健康福祉部から専門職11名、全庁応援として事務職38名を応援派遣するとともに、4つの市から保健師6名の派遣をいただき、各保健所の体制を強化しています。今後も必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

② 全国の感染状況について説明（防災部） 【資料2】

③ 「感染状況のレベル」について（防災部） 【資料3】

2. 島根県の対応について

（1）島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

① 島根県の対応（案）について説明 【資料4】

商工労働部（商工労働部長）

② 県外からの観光誘客及び「#WeLove 山陰キャンペーン」等の新規予約の受付停止について 【資料5】

- ・観光施策の対応について説明します。
- ・まずは、県外からの観光誘客施策の一時停止についてです。
- ・対象事業については、別紙に示している11事業です。
- ・対象区域ですが、現在は鳥取県を除く都道府県については一時停止をしておりますが、このたび、鳥取県も追加し、県外からの誘客施策等を全て一時停止とします。
- ・停止期間は、準備が整った事業から順次停止し、1月31日までとします。

- ・次に、鳥取県と連携して実施している「#WeLove 山陰キャンペーン」等の一時停止についてです。
- ・対象事業は、記載されているように宿泊割引や旅行商品等の割引そして、クーポン券の配布などです。
- ・対象は、島根県民、鳥取県民ともに新規予約分を一時停止します。
- ・停止期間は、1月20日から1月31日までです。

3. 知事指示事項

1. 全国、とりわけ県内の感染者が急増している状況を踏まえ、県民の皆様
に、「島根県の対応」に基づいて、追加のお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年1月18日から1月31日までとします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

2. これまで、鳥取県を除く都道府県との不要不急の移動は、極力控えて頂く
ようお願いしておりましたが、明日（18日）からは、鳥取県を含め、全ての
都道府県について、不要不急の移動を極力控えて頂くようお願いします。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚
礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、
発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありませんが、「三つの
密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底して頂くよう、お願いしま
す。

3. 先ほど、商工労働部から説明のあった、県外からの観光誘客及び
「#WeLove 山陰キャンペーン」等の観光キャンペーンについては、島根県民
の県内利用を含めて、全ての新規予約の受付について、1月31日までの
間、一時停止を行います。
4. 事業者の皆様には、業種ごとに実施すべき事項を整理した感染拡大予防の
ためのガイドラインに基づく感染防止対策を徹底して頂くとともに、県民の
皆様には、引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手
指衛生」など、基本的な感染対策に取り組んで頂くよう、お願いします。

併せて、感染の早期発見が大事になってまいりますので、風邪症状等が見
られる場合には、県の「健康相談コールセンター」にご相談頂き、医療機関
等を受診して頂くように、重ねてお願いします。

第 59 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 1 月 1 7 日 (月) 15 : 30～

場所:県庁 6 階 講堂

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

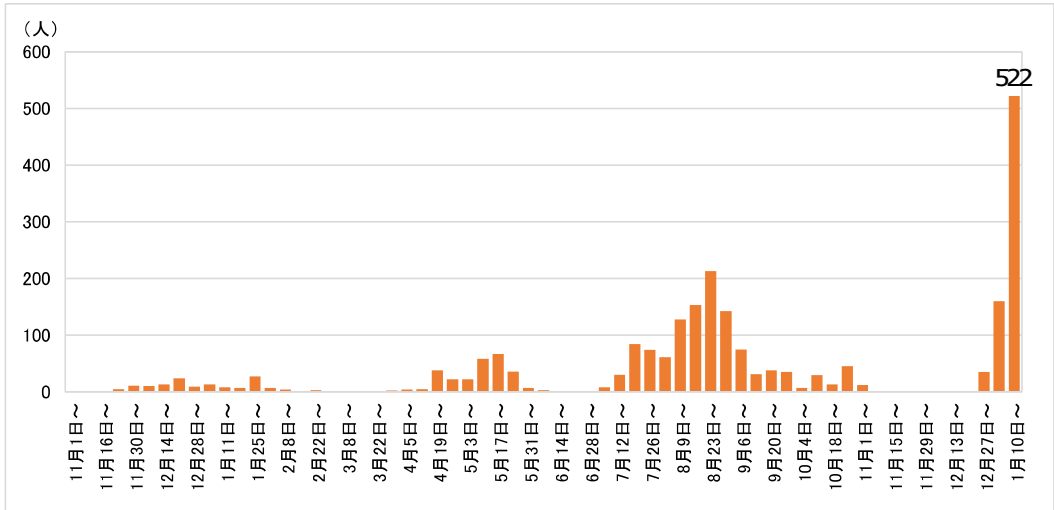
新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年1月16日までに、計2,450人の感染が確認されました。
1月は16日までに689人の感染が確認されています。

1. 令和4年1月以降の陽性患者の発生状況（1月16日まで）

陽性判明日	陽 性	居住地別内訳
1月1日	4 人	雲南市4人
1月2日	3 人	出雲市2人、雲南市1人
1月3日	6 人	松江市3人、出雲市1人、雲南市1人、県外1人
1月4日	6 人	出雲市3人、大田市1人、西ノ島町1人、県外1人
1月5日	20 人	松江市6人、浜田市2人、出雲市4人、益田市1人、大田市2人、安来市1人、川本町1人、西ノ島町1人、隠岐の島町1人、県外1人
1月6日	22 人	松江市6人、浜田市1人、出雲市7人、雲南市1人、津和野町1人、西ノ島町4人、県外2人
1月7日	40 人	松江市19人、浜田市7人、出雲市8人、安来市1人、江津市1人、県外4人
1月8日	35 人	松江市10人、浜田市6人、出雲市14人、益田市1人、県外4人
1月9日	31 人	松江市5人、浜田市12人、出雲市8人、益田市2人、津和野町1人、西ノ島町3人
1月10日	36 人	松江市5人、浜田市11人、出雲市13人、益田市1人、安来市1人、江津市4人、県外1人
1月11日	34 人	松江市7人、浜田市6人、出雲市7人、益田市3人、江津市2人、邑南町6人、津和野町1人、西ノ島町1人、県外1人
1月12日	101 人	松江市7人、浜田市29人、出雲市13人、益田市14人、江津市10人、邑南町23人、津和野町1人、県外4人
1月13日	67 人	松江市9人、浜田市17人、出雲市17人、益田市6人、大田市1人、安来市1人、江津市1人、雲南市1人、奥出雲町2人、邑南町8人、隠岐の島町2人、県外2人
1月14日	81 人	松江市6人、浜田市14人、出雲市20人、益田市12人、江津市4人、奥出雲町2人、邑南町11人、居住地調査中12人
1月15日	85 人	松江市6人、浜田市8人、出雲市26人、益田市7人、江津市3人、邑南町9人、県外1人、居住地調査中25人
1月16日	118 人	居住地調査中 (保健所別内訳) 松江12人、雲南3人、出雲24人、県央9人、浜田66人、益田4人
1月16日までの計	689 人	

2. 令和2年11月以降の陽性患者の発生状況（週単位：1月16日まで）



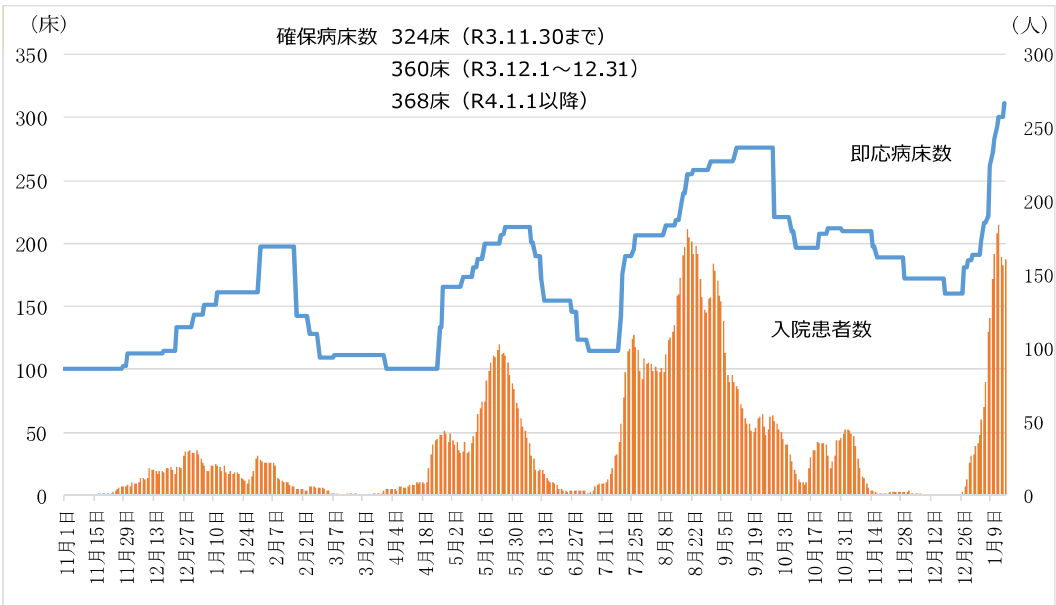
3. 病床確保状況及び使用率（1月16日時点）

確保病床数 (A)	病床利用率		
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
368床	312床	43.5%	51.3%

入院患者数 (C)				
	重症	中等症	軽症	無症状
160人	1人	5人	81人	73人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

（令和2年11月以降の日別状況）



- ・入院調整済（入院等予定者） 30人
- ・調整中 187人

4. 軽症者等の療養（1月16日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 31人

自宅療養者数 198人

資料 2

令和4年1月17日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 12月31日～1月6日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	1月7日～1月13日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	沖縄	1,453	14.53	9721	669.03	503.37	↑165.66
2	広島	2,804	28.04	3779	134.77	76.78	↑57.99
3	大阪	8,809	88.09	7713	87.56	43.25	↑44.31
4	山口	1,358	13.58	1129	83.14	70.03	↑13.11
5	東京	13,921	139.21	10524	75.60	38.95	↑36.65
6	京都	2,583	25.83	1777	68.80	35.27	↑33.53
7	佐賀	815	8.15	513	62.94	28.34	↑34.60
8	滋賀	1,414	14.14	863	61.03	33.80	↑27.23
9	鹿児島	1,602	16.02	814	50.81	36.83	↑13.98
10	奈良	1,330	13.30	658	49.47	32.48	↑16.99
11	熊本	1,748	17.48	808	46.22	3.43	↑42.79
12	群馬	1,942	19.42	871	44.85	28.27	↑16.58
13	島根	674	6.74	299	44.36	23.74	↑20.62
14	長野	2,049	20.49	892	43.53	24.26	↑19.28
15	福岡	5,104	51.04	2040	39.97	18.30	↑21.67
16	埼玉	7,350	73.50	2899	39.44	20.53	↑18.91
17	福井	768	7.68	291	37.89	17.45	↑20.44
18	神奈川	9,198	91.98	3342	36.33	20.28	↑16.06
19	千葉	6,259	62.59	2267	36.22	18.07	↑18.15
20	愛媛	1,339	13.39	469	35.03	12.62	↑22.40
21	和歌山	925	9.25	322	34.81	10.49	↑24.32
22	長崎	1,327	13.27	447	33.69	12.96	↑20.72
23	新潟	2,223	22.23	743	33.42	17.18	↑16.24
24	栃木	1,934	19.34	620	32.06	16.49	↑15.56
25	岐阜	1,987	19.87	615	30.95	14.44	↑16.51
26	愛知	7,552	75.52	2262	29.95	15.98	↑13.97
27	岡山	1,890	18.90	565	29.89	15.50	↑14.39
28	静岡	3,644	36.44	1053	28.90	13.31	↑15.59
29	兵庫	5,466	54.66	1484	27.15	14.45	↑12.70
30	三重	1,781	17.81	437	24.54	7.19	↑17.35
31	山梨	811	8.11	196	24.17	5.43	↑18.74
32	鳥取	556	5.56	130	23.38	12.41	↑10.97
33	大分	1,135	11.35	257	22.64	9.69	↑12.95
34	茨城	2,860	28.60	631	22.06	11.89	↑10.17
35	北海道	5,250	52.50	1091	20.78	11.10	↑9.68
36	香川	956	9.56	195	20.40	9.73	↑10.67
37	宮崎	1,073	10.73	215	20.04	0.93	↑19.11
38	青森	1,246	12.46	234	18.78	4.90	↑13.88
39	徳島	728	7.28	103	14.15	5.91	↑8.24
40	石川	1,138	11.38	154	13.53	6.94	↑6.59
41	富山	1,044	10.44	136	13.03	7.38	↑5.65
42	福島	1,846	18.46	226	12.24	6.88	↑5.36
43	山形	1,078	10.78	121	11.22	4.17	↑7.05
44	宮城	2,306	23.06	224	9.71	4.34	↑5.38
45	高知	698	6.98	66	9.46	5.59	↑3.87
46	秋田	966	9.66	65	6.73	1.24	↑5.49
47	岩手	1,227	12.27	42	3.42	2.77	↑0.65

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県，男女別人口及び人口性比－総人口，日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（1月14日）

令和 4 年 1 月 17 日 10 : 00 時時点
(1 月 10 日 ~ 1 月 16 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	・ 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>368</u> 床 使用状況 <u>160</u> 床) (1/17 10 時現在 <u>43.5%</u>) ・ 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (1/17 10 時現在 <u>78.3</u> 人/10 万人/週) 注 1	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	・ 病床使用率 50%超 50%超 (1/17 10 時現在 <u>43.5%</u> 1/25 床 <u>4.0%</u>) ・ 予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・ 各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和4年1月17日時点
(1月10日～1月16日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標			医療提供体制の負荷		感染の状況			監視体制（参考）	
			①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合	
			入院医療 注1	重症者用病床					
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	入院率 <u>40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>20 人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15 人/ 10 万人/週</u> 以上	<u>50%以上</u>	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	入院率 <u>25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>30 人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25 人/ 10 万人/週</u> 以上	<u>50%以上</u>	-
県の状況 【1/17 10:00 時点】		・ 確保病床の使用率 <u>43.5%</u> ・ 入院率 <u>41.1%</u>		・ 確保病床の使用率 <u>4.0%</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>58.3 人</u>	<u>5.1%</u> 注2	<u>78.3 人</u> /10 万人/週	<u>23.4%</u>	<u>3.3</u>
		・ 最大確保病床数 368 床 ・ 使用状況 160 床		・ 最大確保病床数 25 床 ・ 使用状況 1 床	全療養者 389 人 (入院者 160 人) (宿泊療養者 31 人) (自宅療養者 198 人)	1/3～1/9 160 人 /3, 145 件	1/10～1/16 522 人	1/9～1/15 102 人/435 人 *1/16 10 時時点	

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）」について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

(参考)

・ステージⅠ

医療提供体制に特段の支障がない段階

・ステージⅡ

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

・ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

・ステージⅣ

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年1月18日から1月31日までとする。

1. 都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所

の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、アルコールの有無に関わらず、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたって

は十分な距離を確保すること。

5. 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)
6. 感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)
7. イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和 3 年 11 月 25 日島根県対策本部決定）

【令和 3 年 11 月 25 日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和 3 年 11 月 19 日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡）に基づき、令和 3 年 11 月 25 日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を 50%（大声あり）（注1）又は 100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方
収容率	100%	大声なし 100%、大声あり 50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注 1）令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注 2）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注 3）様式は別に定める。

- (2) 大規模なイベント等（参加者 5,000 人超かつ収容率 50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から 1 年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡を確認すること。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光施策の対応

令和 4 年 1 月 1 7 日
商工労働部観光振興課

1. 県外からの観光誘客施策の一時停止

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、以下のとおり、県外からの誘客施策等の全てを一時停止

(1) 対象事業

県等が実施する県外からの観光誘客事業（別紙一覧）

※ 既に予定されているものについては事業対象とする

(2) 追加する対象区域

鳥取県

※ 広島県、山口県、沖縄県については1月7日から、
鳥取県を除くその他の都道府県については1月12日から、一時停止済み

(3) 停止期間

準備が整った事業から順次 ～ 1月31日

2. 「#WeLove 山陰キャンペーン」等の一時停止

鳥取県と連携して実施している以下の事業について一時停止

(1) 対象事業

① 県内登録宿泊施設の宿泊割引（「#WeLove 山陰キャンペーン」）

② 旅行会社が実施する旅行商品等（県が認めたものに限る）の割引

③ 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布

（②、③は「再発見！あなたのしまねキャンペーン」）

(2) 対象

島根県民、鳥取県民

(3) 内容

新規予約分の一時停止

※ 既存予約分は割引の対象

(4) 停止期間

1月20日（木） ～ 1月31日

県等が実施する県外からの観光誘客施策一覧

商工労働部観光振興課

	誘客地域	事業名	事業内容
1	全国	県外貸切バス助成	(旅行会社向け) 県内への旅行に対しバス代を助成
2	全国	石見美肌旅行商品等造成支援事業 (石見観光振興協議会)	(旅行会社向け) 旅行会社が造成し、石見地域に送客する旅行商品の助成
3	全国	石見スポーツ・文化等合宿支援事業 (石見観光振興協議会)	(団体向け) 石見地域に2泊以上するスポーツ、文化等合宿に対する 宿泊助成
4	全国	教育旅行誘致事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) 県内への修学旅行に対しバス代等を助成
5	全国	MICE誘致事業 (島根県観光連盟)	(企業、旅行会社向け) 30名以上の宿泊を伴う企業旅行に対し、お出迎え、 パーティー等の演出、記念品プレゼント
6	全国	萩・石見空港対策事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社、レンタカー会社向け) レンタカー助成、旅行会社への販売支援、受注型団体向け 助成
7	首都圏、関西圏	学生旅行の商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(首都圏、関西圏の学生向け) 交通割引(高速バス、JR、航空機)付き宿泊旅行商品
8	関西、山陽、四国 地方	県内交通事業者を活用した旅行商品 造成支援事業 (島根県観光連盟)	(関西、山陽、四国地方からの旅行者向け) 県内の2次交通等割引(高速バス、タクシー、バス、電車 等)付き旅行商品
9	中国、四国地方	旅行会社商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(中国、四国地方からの宿泊者向け) ガソリン券又は高速バス代半額割引付き宿泊旅行商品
10	広島	広島浜田線ワンコインバス事業 (石見観光振興協議会)	(外国人向け) 広島-浜田間の高速バスを片道500円で乗車
11	FDA就航地	FDA就航地からの誘客対策 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) FDA路線を利用した旅行商品の助成